

### 3. 循環型社会形成推進地域計画の策定

#### 概要

本計画は廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、平成17年度より創設された「循環型社会形成推進交付金制度」により交付金を受けるために必要な計画で、概ね5ヶ年間の廃棄物処理施設、リサイクルシステム等の方向性を示します。

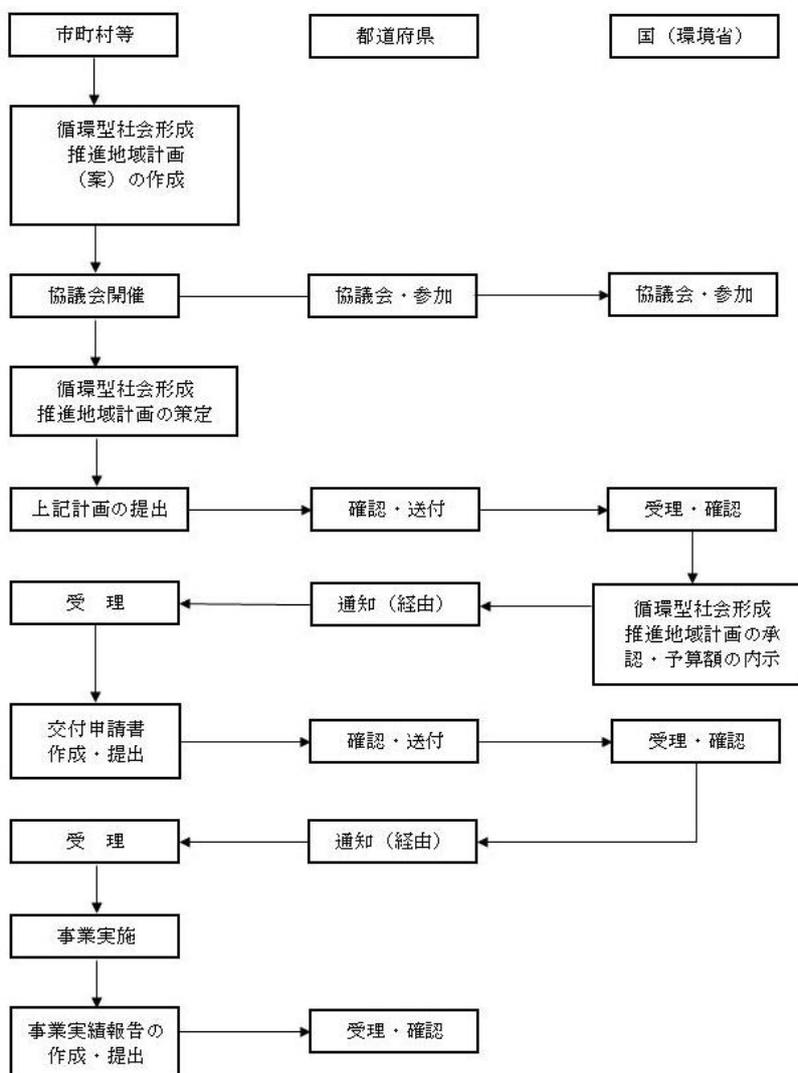
また、国や県と協議しながら計画を策定し、ここで位置づけた施設の建設費等に循環型社会形成推進交付金が交付されます。なお、本計画の期間終了後は、事後評価を行い、定められた目標値が達成できているか確認が必要になります。

#### 業務実施のメリットや効果

- ① 国からの交付金は対策事業費の1/3を市町村に一括交付されます。
- ② 本計画に基づき、明確な目標の下で3Rの推進対策をより総合的、戦略的に推進することが期待されます。

OECでは、当該地域の廃棄物処理施設、リサイクルシステムの方向性を示し、ごみ減量等の目標値を設定し、目標値を達成するための施策や整備が必要となる施設を位置づけ、本計画に関する計画の策定を行います。

【循環型社会形成推進地域計画フロー図】



(出典: 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部(循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル))